

## j．union株式会社 SaaS サービス基本約款

### 第1章 総則

### 第2章 利用契約

### 第3章 利用者のサービス利用

### 第4章 当社のサービス運営

### 第5章 機密情報および個人情報の保護

### 第6章 雑則

j．union株式会社（以下、「当社」といいます。）は、当社が提供する各種サービス（以下、「当社サービス」といいます。）の利用条件として、以下のとおり基本約款（以下、「本約款」といいます。）を定めます。

### 第1章 総則

#### 第1条（定義）

1．本約款における用語は、次の各号に規定する意義を有するものとします。

#### 契約者

当社と本約款に基づき、当社サービスの契約を締結した労働組合、団体、個人をいいます。

#### アカウント管理者

契約者によって指名され、利用者に発行するユーザーアカウント（ユーザーIDやパスワード）等に関する管理を行う者をいいます。契約者が個人の場合、アカウント管理者は契約者としてします。

#### 利用者

本約款に同意して、当社が提供する当社サービスを利用する全ての利用者をいいます。

#### 基本サービス

当社サービスのうち、当社が基本サービスとして別途指定し、「基本サービス細則」が適用されるサービスをいいます。

#### オプションサービス

当社サービスのうち、原則として、いずれかの基本サービスとともに利用できるサービスをいいます。利用条件として当社が「オプションサービス細則」を定めることがあります。

#### サービス別細則

基本サービス細則及びオプションサービス細則の総称をいいます。

#### 当社約款

本約款をいいます。

#### サービスサイト

当社が運営するウェブサイト又はウェブページであって、当社サービスについて記載するものをいいます。

#### 利用契約

当社が利用者に対し当社サービスの提供を行う際の一切の契約であって、当社約款が適用されるものをいいます。

#### 利用料金

当社サービスの利用に係る対価として、利用契約において定められる料金をいいます。

#### 連絡等

当社と利用者との間で行われる、請求、通知、問合せその他の連絡をいいます。

#### 申込者

当社サービスの利用を希望し、当社に対し利用契約の申込みを行う者をいいます。

#### 届出情報

申込者又は利用者が当社サービスを利用するにあたり当社に届け出た情報をいいます。

#### 指定国

当社が当社サービスを提供する国として別途国を特定した場合、その国をいいます。

#### 反社会的勢力

暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者をいいます。

#### 消費税等

利用料金に係る消費税及び地方消費税相当額をいいます。

#### 電気通信設備等

当社が当社サービスを提供するにあたり用いる機器又は設備等（利用者が所有し又は貸与を受けて当社設備内に設置するもの及び当社が第三者から提供を受けて用いるものを含みます。）をいいます。

#### アカウント

当社が、当社サービスの提供にあたって利用者の利用に供した機器の利用者用の領域をいいます。

#### 利用者データ

利用者の当社サービスの利用にあたり、利用者のアカウントに保存又は蓄積された全てのデータをいいます。

### 第2条（約款の適用及び変更）

1. 利用者は、本約款に同意のうえ、当社サービスを利用するものとします。本約款は、利用契約その他の当社サービスの利用に関する当社と利用者の関係の全てに適用されます。
2. 利用者が利用する当社サービスの利用条件として、当社が当該当社サービスに係るサービス別細則を定めている場合、利用者は、本約款及び当該サービス別細則に同意のうえ、当該当社サービスを利用するものとします。本約款及びサービス別細則に矛盾又は抵触する規定がある場合、サービス別約款の規定が優先して適用されるものとします。サービス別催促のうち基本サービス細則とオプションサービス

細則に矛盾又は抵触する規定がある場合、オプションサービス細則の規定が優先して適用されるものとします。また、当社と契約者との間で別途契約を取り交わした場合は、その契約内容が優先して適用されるものとします。

3. 利用者が未成年者、成年被後見人、被保佐人若しくは民法第17条第1項の審判を受けた被補助人又は日本以外の国における類似の状態のいずれかである場合、利用者は法定代理人、後見人、保佐人若しくは補助人又は日本以外の国における代理人等（以下総称して「法定代理人等」といいます）の同意等を得て当社サービスを利用するものとします。

利用者が、当社サービスの利用を開始した場合、当社は、法定代理人等の同意があったものとみなします。

4. 本約款を変更する場合（軽微な変更の場合を除きます。）、当社は、民法第548条の4の定めに基づき、その7日前までに契約者、アカウント管理者に対するメール、当社サービス管理画面への掲載、その他当社所定の方法により、契約者に対し、規約を変更すること、変更後の規約の内容およびその効力発生時期を事前に通知します。規約の変更後、契約者が当社サービスの利用を継続した場合は当該変更を承諾したものとし、この場合、利用料金その他のサービス提供条件は変更後の規約によります。

5. 変更後の規約は前項に基づき契約者に通知した効力発生時期より、効力を生じるものとします。

6. 前二項の定めは、変更後の本規約についてユーザーから個別に同意を得た場合には適用されないものとします。

### 第3条（言語等）

1. 当社約款、利用契約に係る書面及び当社による当社サービスに関する説明は、全て日本語によるものを正文とします。他の言語によるものに基づいた利用者の行為（不作為を含みます。）に関連して発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

2. 当社約款に基づく利用契約において、年、月、日、時間等は日本の暦に従うものとします。

3. 利用者又は当社が当社約款に基づき支払義務を負う場合、その支払に用いる通貨は日本円とするものとします。

### 第4条（連絡）

1. 当社から利用者に対する連絡等は、届出情報記載の宛先に対する電子メールの送信若しくは書面の送付、又はサービスサイトへの掲載等、当社が適当と判断する方法により行います。連絡等に用いる言語は当社が別途認めた場合を除き日本語とします。利用者は、日本語が用いられた電子メール又はウェブサイト为正しく受信し、閲覧できる環境を自己の費用と責任において用意しなければなりません。

2. 前項の連絡等は、当社が電子メール又は書面により連絡等を発信した時点、又はサービスサイトに連絡等を掲載した時点で利用者に到達したものとみなします。当該連絡等が利用者に到達しなかったか、利用者の環境において電子メールやウェブサイトを正しく表示できなかったとしても、当該不到達や正しい表示ができなかったことに関連して発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

3. 利用者が当社に対し、連絡等を行う場合に使用できる言語は、当該連絡等に用いる方法にかかわらず、日本語のみとします。ただし、当社が別途定める問合せ可能事項に関し、当社が設ける英語用入力フォームを利用した、英語を用いた問合せはこの限りではありません。

## **第2章 利用契約**

### **第5条（利用契約の締結）**

1. 申込者は、当社に対し、当社所定の方法により、利用契約の申込みを行うものとします。

2. 前項の申込みに対し、当社が承諾したときに、利用契約が成立するものとします。

3. 申込者に関して、次の各号に該当すると当社が判断した場合には、当社は、申込みを拒絶することがあります。当社は、申込みを拒絶した場合、速やかに申込者へ通知するものとし、申込みを拒絶した理由について開示する義務を負わないものとします。

- （1）以前に当社との契約に違反したことがある等、当社との契約に違反するおそれがある場合
- （2）届出情報の内容に虚偽がある場合
- （3）指定国のいずれにも在住していない場合
- （4）第14条第1項第5号及び第6号に規定する事由が存在する場合
- （5）当社サービスの利用料金の支払方法として指定した預金口座が有効でない場合
- （6）未成年者、成年被後見人、被保佐人又は民法第17条第1項の審判を受けた被補助人のいずれかであり、申込みにつき法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていない場合、又は日本以外の国において申込者が類似の状態にある場合
- （7）申込者に対する当社サービスの提供に関し、業務上又は技術上の著しい困難が認められる場合
- （8）反社会的勢力である場合
- （9）その他、当社が申込みを承諾することが不相当であると認める場合

### **第6条（契約期間及び解約）**

1. 当社サービスの最短利用期間は、各サービス案内に定める期間とします。なお、サービス案内に記載がない場合は1年を経過する月の末日までとし、利用者が契約終了月の前月末までに当社所定の方法により契約を終了する旨の意思表示を行わない限り、利用契約は更に1年（選択期間分利用料前払で1年より長い期間を選択した場合は当該期間）自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。本約款の規定に基づく解除又は解約を除き、利用者は、利用契約を解除又は解約することはできません。

2. 当社サービス提供の開始から14日以内に解約の申し出を行った場合、契約を撤回、または解除することができます。ただし、サービス提供の準備に係る、初期費用、説明会費用、登録作業費用、その他作業費用については、お支払いいただくものとします。

3. 当社サービスが解約された場合でも、契約者、アカウント管理者、利用者は、当社サービスを受けるに当たって当社から送付されたいかなる情報も、当社に無断で第三者に提供することはできません。
4. 当社の故意又は重大な過失による事由以外で解約の場合、既に当社が受領した当社サービスの料金は、当社は一切払い戻しをいたしません。

#### **第7条（利用契約上の地位等の譲渡等）**

1. 契約者は、当社の事前の承諾がない限り、当社サービスの提供を受ける権利を譲渡することができません。
2. 当社は、当社サービスに係る事業の全部又は一部を第三者に移転すること（事業譲渡に限らず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含みます。）に伴い、利用契約上の地位及び本約款を含む当社約款に基づく権利義務を当該第三者に譲渡することができるものとし、利用者は、係る譲渡につき本項において予め同意したものとします。

#### **第8条（契約者の地位の承継）**

契約者は、次の各号のいずれかに該当する事情が生じたときは、当社が、利用者の実質的同一性、事業の継続性その他の事情を考慮し、継続を認めた場合に限り、利用契約を継続することができるものとします。

- （1）個人から法人への変更
- （2）契約者である法人/団体の合併、会社分割又は事業譲渡による新たな法人への承継
- （3）契約者である法人/団体の代表者の変更
- （4）その他前各号に類する変更

#### **第9条（届出情報の変更）**

1. 契約者は、その氏名、法人名/団体名、部署名、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、請求書送付先住所について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。また、上記の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
2. 当社は、利用者による前項の変更の届出が遅れたこと、又は利用者が当該届出を怠ったことにより当社から利用者への連絡等が不着又は延着となった場合であっても、通常到達すべき時期に到達したとみなすことができるものとします。また、当社は、当該届出が遅れたこと又は利用者が当該届出を怠ったことにより利用者又は第三者が被った損害について、一切責任を負わないものとします。

#### **第10条（当社サービスの廃止）**

1. 当社は営業上、技術上などの理由により当社サービス及びオプションサービスの全部又は一部を廃止することがあります。当社サービスの全部または一部を廃止するときは、廃止の 3 か月前までに契約者に通知します。通知内容の掲載または発信によりその効力が生ずるものとし、通知が契約者に未達または契約者が未確認でもその効力に影響がないものとします

2. 当社が予期し得ない事由または法令、天災などのやむを得ない事由で、サービスの廃止をする場合において相当の猶予期間を持った事前通知が不能な場合は、当社は事後にすみやかに契約者に対して通知をするものとします。

3. この場合、当社が請求することにより既に受け取った代金のうち、当該サービスの廃止日以降の当該サービス代金にあたる料金を返金致します。

### **第3章 利用者のサービス利用**

#### **第10条（利用料金）**

1. 利用者は、当社サービスの利用の対価として利用料金を当社に支払うものとします。

2. 物価又は当社の施設に係る維持管理運営費の変動により、当社が利用料金を不相当と認めるに至ったときは、第2条第4項を準用し、契約期間内であっても、同条項に従って利用者に通知することにより、利用料金を変更することができるものとします。

3. 利用者は、消費税等を、利用料金と合わせて当社に支払うものとします。法改正による税率の変更があった場合、当社は、既に利用料金及び消費税等の支払があった利用者に対し、当該税率の変更が適用される日から、当該既払利用料金の残余期間における消費税等相当額の差額を請求するものとします。この場合利用者は、当社が当該請求において提示した支払方法及び期限により、当該差額を支払うものとします。

#### **第11条（解約に伴う料金の計算と解約金）**

契約者が、契約満了月以外での解約を行う場合は解約金がかかります。中途解約が行われた日が属する月の月額使用料は満額とし、中途解約が行われた日が属する月の翌月以降から契約期間満了までの月額使用料の合計を解約金とします。

#### **第12条（支払方法）**

利用者は、利用料金及び消費税等を、その支払期限までに、当社が指定した方法又は利用者が選択した方法により、支払うものとします。なお、利用料金の支払に要する振込手数料その他の費用は利用者の負担とします。

#### **第13条（延滞利息）**

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

この場合の計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。

## 第 14 条（禁止事項）

1. 当社サービスの利用にあたっては、次の各号に定める行為を禁止事項とします。

- （1）本約款の定めに違反する行為
- （2）当社サービスの一部または全部について、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、ハッキング、無効化、干渉、分解、変更、コピー、変換、破壊、ミラーサイト構築、その他これに類似する行為をすること
- （3）スクレイピング、クローリング（クローラ、ロボットまたはスパイダー等のプログラム）その他の類似の手段によって通常の利用の範囲を超えた特殊なアクセスを行う行為または当社サービスに関する情報を取得する行為
- （4）当社が、当社サービスの運営を妨げるおそれがあると判断する量のデータ転送、大量のリクエスト等、サーバーに負担をかける行為（不正な連続アクセスなど）
- （5）当社サービスの運営を妨げる行為
- （6）当社サービスをユーザー以外の第三者に利用させる行為
- （7）他人のアカウント、パスワードを本人の許可なく使用する行為
- （8）不正アクセス、クラッキングその他これに相当する行為
- （9）法令に違反する行為
- （10）犯罪に関わる行為
- （11）反社会的勢力に直接・間接に利益を提供する行為
- （12）当社サービスについて転載、複写、複製、転送、抽出、加工、改変、送信可能化し、その他二次利用をする行為、または貸与、販売、再配布、公衆送信、再利用許諾等を行い第三者に利用させる行為
- （13）前号に定めるほか当社または第三者の著作権、特許権その他の知的財産権を侵害する行為
- （14）第三者の個人情報を公開する行為
- （15）公序良俗に反する行為
- （16）社会的に不適切な行動と解される行為
- （17）その他、当社が不適切と判断する行為

## 第 15 条（アカウント管理者及び利用者への本約款の適用）

契約者は、アカウント管理者及び利用者が本約款及び当社サービス契約上の一切の義務を遵守する責任を負います。

## 第 16 条（利用に係る契約者の義務）

1. 契約者は、本約款に定める他の条項に加え、次の行為を行わないものとします。

- （1）当社が当社サービス提供のために運用する管理サーバ設備に不法に侵入、あるいは、侵入を試みることを。

- (2) 当社が当社サービスを円滑に提供することを妨げる行為。
- (3) 当社の当社サービスの信用を毀損する行為。
- (4) 他人の著作権、プライバシー、その他の権利を侵害し、又は侵害する恐れのある行為。
- (5) 公序良俗又はその他の法令に反し、又は反する恐れのある態様での当社サービスの利用。
- (6) 当社サービスを受けるため、当社から提供された各種の情報を、当社の同意なく第三者に提供する行為。ただし、当社がすでに公開している情報は含みません。
- (7) その他、当社が不適切と判断する行為。

2. 契約者は、アカウント管理者及び利用者にも、前項の禁止規定を遵守させるものとします。

3. 契約者、アカウント管理者、及び利用者が、第1項、および第2項の規定に違反して当社に損害を与えたときは、契約者は当社が指定する期日までに、その修繕その他の工事等に必要な費用を当社に支払っていただくなど、その損害を賠償していただきます。

#### **第17条（契約者及びアカウント管理者の管理義務）**

1. 契約者及びアカウント管理者は、ユーザーアカウント等が不正に利用されないよう、管理責任を負うものとします。

2. 契約者及びアカウント管理者が前項の義務を怠ったために発生したいかなる損害も当社は一切責任を負わないものとします。

3. 契約者及びアカウント管理者は、ユーザーアカウント等が不正に使用されている、あるいは使用される可能性がある場合には、直ちに当社に通知又は連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

#### **第18条（利用者の管理義務）**

1. 利用者は、ユーザーID 及びパスワードが第三者に漏れないように管理する義務を負います。

2. 利用者は、ユーザーID に付属するパスワードに関して、パスワードを定期的に変更する、他人が思いもつかないような文字列をパスワードとする、などパスワードが盗用されないよう、十分な注意を払うこととします。

3. 利用者が第1項、第2項の義務を怠ったために契約者、アカウント管理者、及び利用者が発生したいかなる損害も、当社は一切責任を負わないものとします。

4. アカウント管理者及び利用者のユーザーID 及びパスワードの、アカウント管理者及び利用者以外への譲渡、名義変更はできません。

5. その他、利用者は、本約款及び当社サービス契約上の一切の義務を遵守するものとします。

6. 利用者は、当社サービスに関し、利用者データを自己の費用と責任において管理し、バックアップを行うものとします。当社は、利用者データに対して何ら関与及び関知するものではなく、事由の如何にかかわらず、次の各号に該当する事項その他の事項について、第22条に定める場合を除き、何ら責任を負うものではありません。

(1) 利用者データの漏洩、滅失等

(2) 利用者データの漏洩、滅失等の予防

### （３）利用者データの復旧

３． 利用者は、事由の如何にかかわらず、利用契約が終了する場合、当該利用契約の終了の日までに、アカウントから利用者データを削除するものとします。当該利用契約が終了したにもかかわらず、アカウント内の利用者データが削除されていない場合、当社は当該利用者データを削除することができ、当該削除に関し一切の責任を負わないものとします。

## 第 19 条（当社が行う利用の停止）

１． 当社は、契約者、アカウント管理者、及び利用者が次のいずれかに該当するときは、その当社サービスの利用を一時的に停止することができます。この場合、当社は損害賠償義務など法的責任を一切負いません。

- （１） お客様または管理者が虚偽の届出をした場合
  - （２） 申込書類または提出書類に不備がある場合
  - （３） 住所、電話番号、管理者など申込書に記載された内容に変更があり、変更の手続きが行われていない場合
  - （４） 管理者が連絡不能または所在不明の場合
  - （５） お客様の代表者が差押、滞納処分を受けた場合、または、破産の申立て、保佐開始の審判もしくは後見開始の審判を受けた場合。ただし、支払完了済みの期間を除く
  - （６） お客様について破産、民事再生手続、会社更生手続、特別清算の申立て、手形交換所の取引停止処分、差押、または滞納処分が行われた場合。ただし、支払完了済みの期間を除く
  - （７） 契約者が料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - （８） 契約者、アカウント管理者、及び利用者が、第 18 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
  - （９） 前項のほか、この約款の規定に反する行為であって、当社サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の管理サーバ設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- ２． 当社は、上記の規定により当社サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

## 第 20 条（当社が行う契約の解除）

- １． 当社は、第 19 条（当社が行う利用の停止）の規定により利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することができます。
- ２． 当社は、契約者が、第 19 条（当社が行う利用の停止）各項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、上記の規定にかかわらず、当社サービスの利用停止を行うとともに、直ちに当社サービスの契約を解除することができます。
- ３． 当社は、本条の規定により、その当社サービスの契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、契約者に対する通知が何らかの理由により到達しない場合は、通知を送付した時点から 10 日経過した時点で、当社サービスの契約は解除されるものとします。

## **第 21 条（損害賠償）**

1. 利用者がその責めに帰すべき事由により当社約款又は利用契約に違反し、これにより当社に損害を与えた場合、利用者は、当社に対し、その損害を賠償するものとします。

## **第 4 章 運用保守**

### **第 22 条（当社の当社サービス設備運用義務）**

1. 当社は、当社サービス設備が契約者の正規の利用に対し不足とならないように努力します。

2. 当社サービス設備に障害の生じたことを当社が知ったときは、速やかにその設備を修復・復旧するように努力します。

### **第 23 条 損害賠償の範囲及び免責事項**

1. 当社の責に帰すべき事由により、当社サービスが全く利用しえない状態が生じた場合において、当社は当該状態が生じたことを知ったときから連続して 24 時間以上当該状態が継続したときを 1 日とし、利用期間内において 15 日以上あった場合は、当社は契約者に対し、その請求に基づいて該当状態相当の利用期間の延長を行い、その余の責任は一切負わないものとします。

2. 第 1 種電気通信事業者又は本邦外の電気通信事業体の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったとき、当社は、当該損害を被った契約者に対し、その請求に基づき、当社が当該第 1 種電気通信事業者又は本邦外の電気通信事業体から受領した損害賠償の額（以下「損害限度額」という）を限度として、損害の賠償に応じます。

3. 前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各契約者に対して支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額を当該損害を被った全ての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額となります。

4. 当社は、天災、事変その他の不可抗力により、サービスを提供できなかったとき一切その責を負わないものとします。

5. 当社は、契約者が当社サービスによって得た情報の信憑性、記録結果、計算結果等（コンピュータプログラムを含みます）について何らの保証責任も負わないものとします。また、これらの結果に起因して生じた一切の損害等に対しても、何らの責任を負わないものとします。

6. 当社サービス及び付加サービスの使用により、利用者が他の利用者又は第三者に損害を与えた場合、当該利用者の責任と費用において当該請求又は訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

7. 前項までに掲げた以外の、当社の故意又は重大な過失により当社が賠償すべき損害の額は、契約者との協議の上での金額決定とさせていただきます。

## 第 24 条 当社サービス提供の中止

1. 当社は、次の場合に当社サービスの提供を中止することがあります。

(1) 当社の管理サーバ設備、利用するクラウドサービス、及び当社サービスに使用するネットワークの保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 天災、戦争、その他の非常事態により当社サービスの提供が困難となったとき。

(3) 公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に扱うため、当社サービスの提供が困難となったとき。

2. 当社は、前項の規定により当社サービスの提供を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急を要しやむを得ない場合は、この限りではありません。

3. 当社は、本条に基づく当社サービスの中止により、契約者が損害を被った場合でも、一切責任を負いません。ただし、当社に故意または重大な過失があった場合は、この限りではありません。

## 第 5 章 機密情報および個人情報の保護

### 第 25 条 (機密情報)

当社は当該業務遂行のため契約者から提供・開示を受けた情報（個人情報の保護にする法律に規定する「個人情報」、「個人データ」、及び、契約者の発明、考案、著作物、ノウハウ等を含む）は、すべて機密情報として取り扱うものとします。ただし、下記のものは機密情報には含みません。

(1) 機密保持義務を負うことなく既に保有している情報

(2) 機密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

(3) 契約者から提供を受けた情報に関係なく、独自に収集した情報

(4) 開示を受けたとき公知であった情報

(5) 開示を受けた後自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

(6) 法令による開示が義務づけられた情報（ただし、この場合事前に契約者に通知し、開示につき可能な限り契約者の指示に従うものとします）

### 第 26 条 (データの利用)

当社は以下の目的による場合を除き、契約者のアカウント内にある保存データに対し、アクセスを行うことはありません。また、当該管理上のデータは、当社の責任において秘密に管理し、以下の目的以外に閲覧、開示などができないものとします。

(1) 当社サービスの安全な運営のため

(2) 当社サービスまたは当社設備等のシステム上の問題を防止するため

(3) 当社サービスのサポート上の問題に関連してお客様から当社に要請があった場合に、当該サポート上の問題を解決するため

なお、当社では、アクセスしたお客様アカウント上のデータは、機密情報として取り扱いいたします。

## **第 27 条（機密情報の使用目的および機密保持）**

1. 当社が契約者より得た機密情報は当該業務遂行を目的としてのみ使用し、この使用目的以外には使用・加工しないものとします。また、第三者に開示又は漏洩しません。

2. 当社は機密情報の不正使用及び不正開示、漏洩、滅失又は毀損を防止するため、善良なる管理責任者の注意をもって機密情報を管理・保管するものとします。

3. 当社が当該業務遂行を目的として機密情報を複製し、又は、機密情報に基づいて二次的な資料を作成する際には、契約者の事前の書面による承諾を得なければならないものとし、機密情報に関しての複製物及び二次的な資料の取り扱いについても第 2 項、第 3 項と同様とします。

ただし、次に掲げる複製については事前に承諾を得ているものとします。

（1）データセンター内における障害対策用の自動バックアップ

（2）別データセンターに設置した災害対策用の自動バックアップ

（3）データセンターにおけるサーバ点検作業や保守作業時の事前データバックアップ

4. 当社は本契約に定める機密保持義務及び個人情報の保護に関する法律に従い、情報取扱管理者を定め、機密情報の安全管理に従業員その他受託業務に携わる者にも遵守させるものとします。情報取扱管理者を次の者とします。

当社の情報取扱管理者 経営企画本部 マネージャー 渡邊 秀一

## **第 28 条（機密情報の提示）**

当社が機密情報を第三者に開示する場合には、契約者の事前の書面による承諾を得なければならないものとします。かつ、当社は、当該第三者との間で本契約書と同等の機密情報保持義務を負わせ、これを遵守させる義務を負うものとします。また、当社から契約者への機密情報開示は、契約者の機密情報に関する記録に限定するものとします。

## **第 29 条（機密情報の再委託及び再委託先の監督）**

本契約の締結以降、当社は受託業務の全部又は一部を第三者に再委託して行う場合には、第 27 条に定める義務を遵守させるよう、当該再委託先への指導・監督を適切に行うものとします。

## **第 30 条（機密情報の緊急措置及び報告）**

当社は、機密情報の全部又は一部が漏洩、又はそのおそれがあると認めた場合には、速やかに契約者へ報告し、適切な対応措置を講じます。ただし、機密情報の漏洩等に伴う緊急事象があると当社が判断した場合は、契約者への報告より以前に当社の判断で適切な措置を講じることができるものとします。

## **第 31 条（契約者の機密情報保護義務）**

契約者は、当社から知り得た機密情報（当社が契約者に対して開示するに当たって、書面又は口頭その他方法の如何を問わず、当社の機密情報である旨を表明した契約者に帰属しない一切の情報）は

当社の事前の書面による許可なく第三者には一切漏洩し又は開示しないこととします。

### **第 32 条（機密情報の返却及び契約終了後の措置）**

1. 当社は下記に該当する事由が生じた場合には、契約者の指示により委託を受けた機密情報及びこれらの複製物等一切の資料を、直ちに契約者へ返還あるいは消去するものとします。その後一切の機密情報は保持しないものとします。

- （1）当社サービスの契約で定める使用目的が終了した場合
- （2）当社サービスの契約が期間満了または解約により終了した場合
- （3）契約者より書面による返還請求があった場合

2. ただし、当社は上記に該当する場合でも、下記の機密情報について一定期間保持するものとします。

- （1）障害対策用の自動バックアップ

3. 契約者の要請に基づく、前項のバックアップデータを含む契約者の個人情報の消去作業については、当社の責に帰すべき事由によらない場合は別途有償対応とします。

### **第 33 条（機密情報に係る契約条項の有効存続）**

契約者の当社に対する当社サービスの契約終了以前に、当社または契約者が入手し、当社または契約者に開示された機密情報に係る本契約の条項（当社の契約者に対する機密保持義務、および契約者の機密情報保護義務）は、当社サービスの契約終了後 3 年間存続するものとします。

### **第 34 条（機密情報に係る監査）**

契約者は機密情報に係る本契約の条項の遵守状態を監査する権利を有します。ただし、契約者が監査を行うときは事前に当社に通知するものとします。

### **第 35 条（機密情報提出の任意性）**

契約者が当社に対して機密情報を提出することは任意とします。ただし、機密情報を提出されない場合には、当社からの返信やサービスを実施できない場合があります。

### **第 36 条（個人情報の取り扱い）**

1. 当社は個人情報保護法および関連するその他の法令、規範を遵守し、個人情報保護に関する権利体制を確立するとともに当社の全社員に周知し、その遵守徹底に努めます。

2. 当社は当社サービスの提供において知りえた契約者、アカウント管理者、利用者の個人情報を当社サービスを行う目的以外で使用しません。

3. 当社は個人情報を正確かつ最新の状態に保つとともに、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩などの防止に努めます。

4. 当社は次の場合を除き利用者の個人情報を第三者に開示または提供しません。

- (1) 利用者の同意がある場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、利用者の同意を得ることが困難な場合
- (4) 第 27 条及び第 36 条の利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報の取り扱いを委託する場合
- (5) 合併、会社分割、営業譲渡その他の事由によって事業の承継が行われる場合

5. 契約者が当社に対して個人情報を提出することは任意です。ただし、個人情報を提出されない場合には、当社からの返信やサービスを実施できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

6. 契約者または利用者には、当社に対し、個人情報の利用目的の通知、自らの個人情報の開示、訂正、追加、削除および利用または提供の拒否を要求する権利があります。詳細につきましては以下の問い合わせ先にご連絡ください。

お問い合わせ先：個人情報問い合わせ窓口 TEL 03-5339-8200

責任者：個人情報保護管理者 渡邊 秀一

## 第6章 雑則

### 第 37 条（反社会的勢力との取引排除）

1. 契約者と当社は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約するものとします。

(1) 自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと

(2) 自らが、次の各号のいずれにも該当しないこと

(3) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

(4) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(5) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなどの不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

(6) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの反社会的勢力の維持、運営に協力もしくは関与している関係を有すること

(7) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

(8) 自らまたは第三者を利用して、当社サービスに関し次の各号の一に該当する行為を行わないこと

- ・暴力的な要求行為

- ・法的な責任を超えた不当な要求行為

- ・取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

- ・風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

・その他前各号に準ずる行為

2. 契約者と当社が、前項の確約に違反したときは、その相手方は、何らの催告を要せずに、当社サービス利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。この場合、解約された者は、解約により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わないものとします。

3. 契約者が第1項の確約に違反したときは、当社は、前項に定めるほか、当該契約者への今後一切の当社サービスの利用停止、ユーザーのアカウントの抹消を行うことができるものとします。この場合、第20条第3項の定めを準用するものとします。

4. 当社が前項に基づく利用停止またはユーザーアカウントの抹消を行った場合、契約者は、当社に発生したすべての損害を直ちに賠償するものとします。

### **第38条（当社サービス利用の制限）**

当社サービスの取り扱いに関して、外国の法令、国内外の電気通信事業者が定める契約約款により制限されることがあります。

### **第39条（契約者もしくはアカウント管理者への通知）**

1. 当社は、次の事由が生じたときはその旨を当社に登録されている電子メールアドレスを利用して契約者、もしくはアカウント管理者に通知します。

- (1) 本約款の変更
- (2) 利用料金の変更
- (3) 利用時間の変更
- (4) 当社サービスの利用中止
- (5) その他当社が必要と認めた事項

2. 契約者は、当社に登録されているメールアドレスに変更があった場合は、遅滞なく当社まで連絡するものとします。

### **第40条（準拠法）**

当社サービスの契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

### **第41条（紛争の解決）**

1. 当社サービスの契約について契約者、アカウント管理者及び利用者と当社の間で問題が生じたときは、契約者と当社で誠意を持って協議し解決するものとします。

2. 協議による解決を図ることができない場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

附則

令和6年4月25日 施行